（記載上の注意） ［１～６　略］ 〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕 ［略］ 〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕 ［略］ 第２　連結財務諸表 １　［略］ ２　　年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表 ［表略］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 〔(1)～(7)　略〕 (8)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。この場合において、それぞれの定義は、農林中央金庫法施行規則第112条第５号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第113条第３号ロ）によるものとする。 〔(9)～(22)　略〕 ［２～９　略］ ［３～５　略］	（記載上の注意） ［１～６　同左］ 〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕 ［同左］ 〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕 ［同左］ 第２　連結財務諸表 １　［同左］ ２　　年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表 ［同左］ （記載上の注意） １　［同左］ 〔(1)～(7)　同左〕 (8)　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額。この場合において、それぞれの定義は、農林中央金庫法施行規則第112条第５号ロによるものとする。 〔(9)～(22)　同左〕 ［２～９　同左］ ［３～５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第三条　農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第３条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４） 経　営　強　化　計　画 年　月　日提出 （提出者）主たる事務所 の 所 在 地 名　　称 代　表　者　役職・氏名　　印 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 ［第１～第８　略］ （記載上の注意） ［１．～10.　略］	**様式第一**（第３条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４） 経　営　強　化　計　画 年　月　日提出 （提出者）主たる事務所 の 所 在 地 名　　称 代　表　者　役職・氏名　　印 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 ［第１～第８　同左］ （記載上の注意） ［１．～10.　同左］